

## 外来・入院自己負担金 振込予定日のお知らせ

県内の医療機関窓口でお支払いをされた、医療福祉費支給制度（マル福）自己負担金について、次の日程でのお振り込みを予定しています。

振込予定日	令和5年7月28日（金）
償還対象診療月	令和5年2月診療分から
	令和5年4月診療分まで
通帳記帳	「ジコフタン●●ガツ」



<償還対象>

外来自己負担金 = 妊産婦、小児、ひとり親家庭の方（全員）

入院自己負担金 = 年齢が0歳～18歳の方

※振り込み日より前に、お届けいただいている振込口座・名義などを変更された場合は、振り込み不能となります。

口座情報に変更が生じた場合は、保険年金課に口座変更届の提出をお願いします。

※領収書は大切に保管してください。

問い合わせ先 保険年金課 医療年金係 ☎ 68-2211（内線177）

## 国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料（以下、保険料）の納め忘れがある方に対し、電話や文書による納付のご案内を民間事業者に委託しており、「株式会社アイヴィジット」が担当しています。

事業の民間委託を通じて被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによって生じる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

### 【業務委託に関する留意点】

- ・日本年金機構から民間事業者に提供している個人情報、ご案内を行ううえで必要となる保険料の納め忘れのある方の情報に限定しています。
- ・民間事業者の訪問員がお客様のご自宅を伺う際には、必ず日本年金機構が発行した顔写真入りの身分証明書をお客様に提示いたします。
- ・保険料の納付について、民間事業者にお問い合わせされる場合は、送付されてきた郵便物などをご用意ください。なお、民間事業者の訪問員が次の事項や要求を行うことは絶対にありませんのでご注意ください。
  - ①保険料の収納業務に伴い現金をお預かりすること。
  - ②基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書、通帳やキャッシュカードなどをお預かりすること。
  - ③訪問やお問い合わせに対し、手数料を要求すること。
  - ④金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすること。

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎ 029-825-1170

（自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。）

保険年金課医療年金係 ☎ 68-2211（内線176）

## 限度額適用認定証の更新時期です！（有効期限は7月31日まで）

現在お持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、8月1日以降も必要とされる方や、新たに交付を希望される方は、8月1日切替の新しい保険証をご持参の上、保険年金課に申請をお願いします。

なお、保険税に未納がある場合には、認定証を交付することができません。

また、国保加入者の中に、令和5年度（令和4年中）の所得の未申告者がいる場合は、負担区分の正しい判定ができないことから、申告をしていただく必要がありますので、ご確認をお願いします。

### ▼限度額適用認定証とは・・・

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、外来や入院等で高額な医療費がかかる場合に、国民健康保険証と一緒に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額まで（食事代、差額ベッド代等は対象外）となります。年齢や所得によって、認定証申請の要否が変わりますので、下記をご確認ください。

### ▼申請が必要な方

#### ●70歳未満の方

所得の区分に関係なく、申請・更新が必要となります。

#### ●70歳から74歳の方

a) 保険証の負担割合が3割の方で、課税所得が145万円～689万円の方。

b) 住民税非課税世帯の方。

※上に該当しない方については、医療機関の窓口において、保険証を提示することで所得の区分が確認できるため、認定証の交付を受ける必要がありません。

### ▼申請に必要なもの

- ・申請する方の国民健康保険証（令和5年7月に届く新しいもの）
- ・世帯主の印鑑（朱肉を使って押印するもの）
- ・世帯主及び対象者のマイナンバーが確認できるもの
- ・本人確認書類（運転免許証など）
  - ※別世帯の方が申請を行う場合は、委任状が必要となります。

●問い合わせ先 保険年金課 国民健康保険係 ☎ 68-2211（内線172・173・174）



私有地から草木等が道路や歩道にはみ出している、道幅が狭くなり、通行の妨げになるとともに、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

私有地から道路上にはみ出した草木の所有権は、その土地の所有者にあるため、町で伐採や剪定等の対応をすることはできません。（民法233条）

私有地からはみ出した草木等が原因で事故等が発生した場合は、その所有者の方が責任を問われることがあります。（民法717条）

みだりに道路を損傷し、汚損してはいけません。みだりに道路に土石、竹木等の物件をたいて積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす行為を行わないで下さい。（道路法43条）

道路の安全確保と快適な利用のため、伐採や剪定等を行い、適切な管理をお願いいたします。

▼問い合わせ先  
建設課 管理用地係  
☎ 68-2211（内線222）

道路上にはみ出した草木等の適切な管理について